

質問書に対する回答書

平成30年8月31日

物件番号 : 西はりま第14号

物件名 : 連絡車購入

1	<p>(質問内容)</p> <p>車両の新規登録に関する経費について受注者が負担すると書かれていますが、新規登録印紙、車庫証明印紙、ナンバープレート代も当社が負担するのか。</p>
	<p>(回答内容)</p> <p>仕様書6補足(2)に記載のとおり、新規登録に係る経費については、すべて入札額に含めて下さい。</p> <p>ただし、車両に係る自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル法に係る経費は当組合が負担します。</p>
2	<p>(質問内容)</p> <p>自動車税、自動車取得税はかかるのか。</p>
	<p>(回答内容)</p> <p>地方税法(昭和25年法律第226号)、第115条(自動車取得税の非課税等)及び第146条(自動車税の非課税の範囲)の規定により、国及び地方公共団体等が購入する場合、自動車取得税及び自動車税はかかりません。</p>